

明星大学通信教育部教則

平成27年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この教則は、明星大学通信教育部学則（以下「通信教育部学則」という。）第2条の2他に基づき、学部又は学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等、並びに明星大学通信教育課程（以下「本通信教育課程」という。）の学生の学修について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この教則は、本通信教育課程の学部在籍する学生に適用する。

2 科目等履修生及び特修生は、本教則を準用する。

(人材の養成に関する目的等)

第3条 明星大学（以下「本学」という。）の定める全学共通教育の人材の養成に関する目的、及び通信教育部学則第2条の2に定める学部又は学科（以下「学部等」という。）の人材の養成に関する目的は、別表第1のとおりとする。

2 全学共通教育及び学部等のその他教育研究上の目的を構成する学位授与方針、教育課程編成・実施方針、及び入学者受け入れ方針は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第2章 卒業見込・卒業の要件等

(卒業見込の要件)

第4条 卒業見込要件は、別表第5のとおりとする。

2 卒業を希望する学生は、前項に定める要件を満たした上で、所定の手続きを経て、卒業を希望する1年前までに卒業見込の承認を得るものとする。

(卒業の要件)

第5条 通信教育部学則第23条第1項に定める卒業に必要な科目区分別の単位については、別表第6のとおりとする。

第3章 履修について

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 通信教育課程長が必要と認めるとき、履修登録をした授業科目の取消しを行うことができる。

(履修登録の条件)

第7条 履修登録できる授業科目は、入学年度に定められた教育課程に設置されたものとする。

2 前項にかかわらず、編入学した者が履修登録できる授業科目は、編入学した学年に定められた教育課程に設置されたものとする。

3 履修登録は、授業科目ごとに指定された学年で行わなければならない。

4 同一科目を重複して履修登録すること、及び既に単位を修得した授業科目を履修登録することはできない。

5 履修登録は、当該年度に履修した科目の単位を修得できなかった場合、翌年度以降も継続されるものとする。

第4章 課題報告について

(課題報告)

第8条 通信教育部学則第17条第2項第1号及び第4号に定める課題報告（以下「レポート」という。）の1単位の相当する基準文字数は、1,500字以上2,250字以下とする。ただし、科目の必要に応じて、当該科目を担当する教員が別に定めることができる。

2 レポートは、所定の要件を満たした上で提出しなければならない。

3 レポートは、合格、不合格で評価し、レポートが不合格の場合、再度提出するものとする。

第5章 面接授業・メディア授業について

(開講期等)

第9条 通信教育部学則第11条に定める面接授業及びメディア授業（以下「面接授業等」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集中スクーリング
 - (2) 通年スクーリング
 - 2 前項に定める面接授業等の開講期及び開設授業科目は、補助教材等に定める。
(受講要件)
- 第10条 通信教育部学則第17条第2項第2号及び第3号に定める面接授業等を受講できる者は、次に定める要件を全て満たし、所定の期間に受講手続を完了している者とする。
- (1) 履修登録していること
 - (2) その他、科目担当教員が定める受講要件を満たしていること
- 2 前項に定める受講手続は、補助教材等に定める。
(授業時間)
- 第11条 本学の面接授業等の時間帯は、原則として次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 1時限目 9:00～10:30
 - (2) 2時限目 10:45～12:15
 - (3) 3時限目 12:55～14:25
 - (4) 4時限目 14:40～16:10
 - (5) 5時限目 16:25～17:55
 - (6) 6時限目 18:10～19:40
- 2 前項にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合、学長は面接授業等の時間帯を変更することができる。
 - 3 面接授業等の時間帯を変更する場合は、補助教材等に定める。
(授業の欠席)
- 第12条 面接授業等を欠席した場合、いかなる理由であっても、欠席として扱うものとする。
- 2 第9条第1項第1号に定める面接授業等については、2時限分以上を欠席した場合、当該面接授業等のスクーリング試験の受験資格を失う。
 - 3 第9条第1項第2号に定める面接授業等については、授業時数の3分の1以上欠席した場合、当該面接授業等のスクーリング試験の受験資格を失う。
(再受講)
- 第13条 受講した面接授業等が不合格の場合、第10条第2項に定める受講手続を経ることで、再受講することができる。

第6章 試験について

(試験)

- 第14条 通信教育部学則第17条に定めるもののほか、試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 追試験
 - (2) 卒業資格試験
(科目終了試験の受験要件及び手続き)
- 第15条 科目終了試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。
- (1) 履修登録していること。
 - (2) 指定の期日までに所定のレポートを提出し、受理されていること。
- 2 前項に定める手続きは、補助教材等に定める。
 - 3 科目終了試験は、当該実施月のうち1日に限り受験することができる。
(科目終了試験の実施月、都市及び会場)
- 第16条 科目終了試験の実施月、都市及び会場は、補助教材等に定める。
(科目終了試験の受験)
- 第17条 科目終了試験の試験時間は、1科目45分とし、最大4科目まで受験することができる。
- 2 科目終了試験を受験する学生は、試験監督者の指示に従わなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 学生証又は受講証、及び受験許可証（以下「学生証等」という。）を携行し、机上に提示すること。
学生証等を忘れた者は、試験監督者に申し出て受験の許可を得なければならない。
 - (2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、机上に置くことはできない。
 - (3) 答案用紙には、科目コード、科目名、学籍番号、氏名、受験許可科目数を明瞭に記入すること。
 - (4) 同一日に複数科目を受験する学生は、45分毎に1科目の答案用紙を提出しなければならない。
 - (5) 退出の際には、配付された答案用紙を必ず全て提出すること。
 - 4 試験開始後30分を超えて遅刻した場合、当月の科目終了試験を受験することはできない。
 - 5 試験開始から30分経過するまでは、会場から退出することはできない。

- 6 受験許可された科目を、全て受験すること。ただし、科目終了試験開始後に受験の取消しを行うことができる。受験の取消しは、棄権答案の提出をもって行う。
- 7 学生は、棄権答案の提出後、直ちに会場から退出しなければならない。

(追試験の受験要件)

第18条 追試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 教員免許又は資格取得に係る必要科目数が追試験の申込時に1科目であること。
- (2) 追試験実施の前月の科目終了試験を受験して不合格となった科目であること。
- (3) 面接授業等による単位修得の機会がないこと。
- 2 前項に定める者のほか、通信教育課程長が適当と認め、所定の手続きを完了した者は追試験を受験することができる。
- 3 追試験料は、別表第7に定めるとおりとする。

(追試験の会場及び実施月)

第19条 追試験は、本学日野キャンパスにおいて、3月及び9月に実施する。

(追試験の受験)

第20条 追試験の試験時間は、45分とする。

- 2 追試験の受験については、第17条を準用する。

(卒業資格試験の受験要件)

第21条 卒業資格試験に係る必要な事項は、補助教材等に定める。

第7章 緊急時の措置について

(緊急時の措置)

第22条 台風・大雪・地震等の各種自然災害、大規模な事故・ストライキ等による交通機関の運行停止及びその他不測の緊急事態の発生又は発生が予測される場合、学長は試験、面接授業等の中止、休講又は短縮等の措置をとることができる。

- 2 前項に係る情報伝達は、学内放送、本学のウェブサイト、その他の適切な方法で行う。

第8章 成績について

(成績の評価)

第23条 通信教育部学則第19条に基づく各授業科目の成績の評価、評語及び評価基準は、別表第8のとおりとする。

- 2 修得した成績の評価を取り消すことはできない。
- 3 その他、成績評価に関する事項は補助教材等に定める。

(成績の評価に係る質問)

第24条 学生は、成績の評価に対する質問をすることができる。面接授業等の成績の評価に関する質問については、所定の期日までに質問用紙を提出しなければならない。

第9章 学修上の倫理に反する行為について

(学修上の倫理に反する行為)

第25条 通信教育部学則第45条に定めるもののほか、学修上の倫理に反する行為は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 面接授業時の出席確認の際の不正行為
- (2) 他人のアイディアの盗用等、レポート等成果物提出の際の不正行為
- (3) 私語等面接授業の秩序を乱す行為
- (4) その他、前3号に定める行為に準ずる行為
- 2 前項に定める行為があった場合は、学長又は通信教育課程長が関係部署の意見を聴いて、嚴重注意等を行うことができる。
- 3 前項の定めにかかわらず、学長が、第1項に定める行為について、重大又は悪質であると判断した場合、明星大学学生の懲戒に関する規程に基づき処分することができる。

第10章 その他

(学修等に関する情報伝達)

第26条 学修等に関する情報伝達は、原則として、補助教材等にて行う。ただし、必要に応じて、本学のウェブサイト等を使って行う。

(委任)

第27条 この教則に定めるもののほか必要な事項は、通信教育代表委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第28条 この教則の改廃は、通信教育代表委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この教則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1～別表第5

別表第6～別表第8

別表第 1-1 全学共通教育の人材の養成に関する目的

全学共通教育	全学共通教育は、世界に貢献する人として必要な、基礎的且つ幅広い教養を身に付け、知性、感情、意志、及び心と体のバランスのとれた人格の育成、総合的な思考力と的確な判断力を持ち、自立し、世界の人々と共生できる人の育成、自ら積極的に学び考える、自己教育能力を持つ人の育成をする。
--------	---

別表第 1-2 教育学部教育学科（通信教育課程）の人材の養成に関する目的

教育学部	教育学部は、人間に対する深い洞察力と共感的態度を養い、学校教育及び保育・幼児教育についての専門的な知識と技能並びに幅広い教養を身につけた教員、保育士及び教育・福祉問題に創造的に関わる人を育成する。また、社会全体の教育力を向上させる社会教育の専門家（司書、社会教育主事）や生涯学習の場などにおいて幅広く教育的な仕事に関わる人材を育成する。
------	--

別表第 2-1 全学共通教育の学位授与方針

全学共通教育	<p>(情報リテラシー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報社会を生きていくための基本的な知識を基に、コンピュータを活用する能力を持っている。 <p>(人間を考える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動・スポーツの実践を通して、協調することができ、運動文化のルール、マナーを理解している。 ・ 健康の保持増進に必要な知識を身につけている。 ・ 幅広い教養的知見を生かし、問題を把握し、適切に判断することができる。 ・ 自ら問いかけ仮定し、自ら結論を導くことができる。 <p>(言葉とコミュニケーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一つ以上の外国語を用いて、簡単な表現（口頭・文章）をすることができる。 ・ 外国語の学びを通して、日本語の特徴を述べることができる。 ・ 他者の意見を聴き、自らの意見と客観的事実に分類することができる。 ・ 自律的に学習する姿勢を身に付け、日常に必要な基本的コミュニケーション技能を身につけている。 <p>(歴史と文化を知り、創る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史や文化を知り、将来について自分の意見を述べるができる。 ・ 世界の多様な文化を寛容に受け入れ、その差違の理由を述べることができる。 <p>(社会の営みを理解する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現代社会の問題を把握し、その解決方法を述べるができる。 ・ 情報社会に関わるモラルを理解し、正しく判断することができる。 <p>(自然と科学を理解する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然科学の視点から、その在り方と将来について、自分の意見を述べることができる。
--------	---

別表第 2 - 2 教育学部教育学科（通信教育課程）の学位授与方針

教育学部	<p>(知識・理解)</p> <p>1. 教育の歴史理解を踏まえ、教育について多様な考え方があることを知り、自らの教育観を形成することができる。</p> <p>2. 学校教育、保育・幼児教育、社会教育または生涯学習に関する専門的知識を有している。</p> <p>(思考・判断)</p> <p>3. 教育指導者としての資質を身に付け、教育現場や関連する領域において応用することができる。</p> <p>4. 教育的関わりにおいて思慮深く創意工夫をすることができる。</p> <p>(関心・意欲)</p> <p>5. 幼児・児童・生徒を観察し、その人間性を理解しようとする。</p> <p>6. 教育指導者としての技術を教育的関わりに応用しようとする。</p> <p>(態度)</p> <p>7. 幼児・児童・生徒と適切にコミュニケーションをとることができる。</p> <p>8. 社会生活を営むうえで他者と適切にコミュニケーションをとることができる。</p> <p>(技能・表現)</p> <p>9. 議論の場において、他者の意見を理解しつつ自らの意見を的確に表現することができる。</p> <p>10. 学校教育または保育・幼児教育における指導案の作成・教材研究・授業実践をすることができる。</p>
------	--

別表第 3 - 1 全学共通教育の教育課程編成・実施方針

全学共通教育	<p>全学共通教育は、教養教育、初年次教育およびキャリア教育を担っており、そのカリキュラムは、「心と体の健康管理」、「現代社会に生きるものとして必要不可欠な基本知識と技能の習得」そして「幅広い教養を身につけた自立する市民の育成」の3つの教育目的を柱とした5つの科目群「人間を考える」「言葉とコミュニケーション」「歴史と文化を知り、創る」「社会の営みを理解する」「自然と科学を理解する」をもって編成されている。このカリキュラムは、学生が各分野の知識・技能を得るだけでなく、生きた教養を身につけることによって「自己教育」に目覚め、健康で心豊かな自立した市民となるよう構成されている。</p>
--------	---

別表第 3 - 2 教育学部教育学科（通信教育課程）の教育課程編成・実施方針

教育学部	<p>教育の理論の修得とともに実践的な教育により学校教育、保育・幼児教育、社会教育または生涯学習に関する専門的知識を学ぶ。</p>
------	---

別表第4-1 明星大学の入学者受け入れ方針

明星大学は、本学の教育目標である「自己実現を目指し社会貢献ができる人の育成」を理解するとともに、教育学部の教育研究上の目的を理解し、向上心を持って主体的に学ぶ人を受け入れます。

別表第4-2 教育学部教育学科（通信教育課程）の入学者受け入れ方針

教育学部	<p>(知識・理解)</p> <p>1. 学校教育、保育・幼児教育、社会教育または生涯学習に関して、学習する基礎的学力や理解能力を有している人。</p> <p>(思考・判断)</p> <p>2. 教育や関連する領域において適切に思考・判断する基礎的な資質・能力を有している人。</p> <p>(関心・意欲)</p> <p>3. 保育や教育に関心をもち、その分野の仕事をしたという意欲を有している人。</p> <p>(態度)</p> <p>4. 多様な人々と適切にコミュニケーションをとることができ、真摯に学習する態度を有している人。</p> <p>(技能・表現)</p> <p>5. 教育活動をするうえで必要な技能・表現についての基礎的な資質・能力を有している人。</p>
------	--

別表第5 卒業見込の要件

要件	
1	<p>在学期間を次のとおり満たしていること。</p> <p>正科生1年次入学 : 3年以上</p> <p>正科生2年次編入学 : 2年以上</p> <p>正科生3年次編入学 : 1年以上</p>
2	<p>卒業要件科目について80単位以上修得済みであること。</p> <p>(認定単位を含む。ただし、教育実習単位は含まない。)</p>
3	<p>スクーリング単位を次のとおり修得していること。</p> <p>正科生1年次入学 : 24単位以上</p> <p>正科生2年次編入学 : 15単位以上</p> <p>正科生3年次編入学 : 8単位以上</p>

別表第6 卒業の要件単位 教育学部教育学科（通信教育課程）

科目区分		必修区分	科目名	卒業に必要な単位数				
				教育学部 教育学科	合計			
全学共通科目	自立と体験	必修	自立と体験1	2	32 (必修15 選択17)			
	特別講義	選択※1	※2	※3				
	人間を考える	必修	健康・スポーツ科学論	2		健康・スポーツ演習1	1	
		選択※1	※2	※3				
	言葉とコミュニケーション	必修	外国語（英語）1A	1		外国語（英語）1B	1	
			情報リテラシーa	2			情報リテラシーb	2
			情報リテラシーb	2				2
			選択※1	※2			※3	
	歴史と文化を知り、創る	選択※1	※2	※3				
	社会の営みを理解する	必修	法学1	2		法学2（日本国憲法）	2	
		選択※1	※2	※3				
	自然と科学を理解する	選択※1	※2	※3				
	学科科目	必修	教育学基礎演習1	1		25	92	
教育学基礎演習2			1					
教育学入門			2					
教育原理			2					
教育の制度と経営			2					
教職入門			2					
自立と体験2			2					
教育心理学			2					
教育実践ゼミ1			1					
教育実践ゼミ2			1					
教育実践ゼミ3			1					
卒業研究			8					
選択			※2	67以上				

スクーリング単位を、1年次入学者は30単位以上、2年次編入学者は23単位以上、3年次編入学者は15単位以上を修得すること。

※1 全学共通科目選択科目の17単位内に、学科科目で92単位を超えて修得した単位のうち、9単位まで含むことができる。

※2 科目名及び単位数は「履修の手引」に定める。

※3 全学共通科目選択科目は、科目区分「特別講義」、「カリキュラムコア人間を考える」、「カリキュラムコア言葉とコミュニケーション」、「カリキュラムコア歴史と文化を知り、創る」、「カリキュラムコア社会の営みを理解する」、「カリキュラムコア自然と科学を理解する」、より各1科目以上選択して17単位以上修得すること。

別表第7 追試験料

(単位：円)

費目	金額
追試験料	10,000

別表第8 成績の評価、評語及び評価基準

評価	評語	評価基準	合否等
学則で定める評価	成績通知書記載		
優	優	100点～80点	合格
良	良	79点～70点	
可	可	69点～60点	
合格	合格	合否判定科目において、判定基準を満たした科目	不合格
不可	不可	59点以下	
	否	面接授業の出席日数不足またはスクーリング試験未受験などによりスクーリング評価をしない場合	
	欠席	科目終了試験、追試験の欠席 又は面接授業の全日程欠席	
	棄権	科目終了試験、追試験の受験許可科目を試験会場で受験しない場合	
不合格	不合格	合否判定科目において、判定基準を満たさない科目	